

熊本県公安委員会規則第3号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則を次のように定める。

平成26年3月6日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づき行われた行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政処分の公表)

第2条 熊本県公安委員会は、次条に規定する行政処分を行ったとき又は他の都道府県公安委員会から同条第1号ウ若しくは第2号イに規定する行政処分を行った旨の通知を受けたとき（当該行政処分を受けた者の主たる営業所の所在地が熊本県公安委員会の管轄区域内にある場合に限る。）は、この規則の定めるところにより、速やかに公表を行うものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第3条 公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。

(1) 警備業法に基づく行政処分

ア 警備業法第8条の規定による認定の取消し

イ 警備業法第48条の規定による指示（当該指示を受けた日前3年以内に同条の規定による指示を受け、又は同日前5年以内に警備業法に基づく公表対象処分（同条の規定による指示を除く。）を受けた者に係るものに限る。）

ウ 警備業法第49条第1項の規定による営業停止命令

エ 警備業法第49条第2項の規定による営業廃止命令

(2) 探偵業法に基づく行政処分

ア 探偵業法第14条の規定による指示（当該指示を受けた日前3年以内に同条の規定による指示を受け、又は同日前5年以内に探偵業法に基づく公表対象処分（同条の規定による指示を除く。）を受けた者に係るものに限る。）

イ 探偵業法第15条第1項の規定による営業停止命令

ウ 探偵業法第15条第2項の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第4条 熊本県公安委員会は、公表対象処分を受けた者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 警備業又は探偵業の別
- (2) 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第5条に規定する認定証の番号又は探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第4条第1項に規定する探偵業届出証明書の番号（当該探偵業届出証明書が探偵業法第4条第2項の届出書の提出に係る探偵業届出証明書である場合にあっては、当該探偵業届出証明書の番号及び探偵業法第4条第1項の届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号）
- (3) 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (4) 主たる営業所の所在地
- (5) 行政処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (6) 行政処分の処分年月日
- (7) 行政処分の内容（営業停止命令（警備業法第49条第1項又は探偵業法第15条第1項の規定による営業停止命令をいう。以下同じ。）にあっては、営業停止命令である旨及び営業を停止しなければならないこととした期間）
- (8) 行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令
- (9) 行政処分を行った都道府県公安委員会

（公表の方法）

第5条 熊本県公安委員会は、次に掲げる方法により公表を行うものとする。

- (1) 熊本県警察本部への行政処分簿（別記様式）の備付け
- (2) 熊本県警察がインターネット上に開設するホームページへの行政処分簿の登載  
（他の都道府県公安委員会への通知）

第6条 熊本県公安委員会は、営業停止命令を行った場合において、当該営業停止命令を受けた者の主たる営業所の所在地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し行政処分簿の写しにより通知するものとする。

（公表の期間）

第7条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して3年間とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式

行政処分簿

警備業又は探偵業の別		<input type="checkbox"/> 警 備 業	<input type="checkbox"/> 探 偵 業
行政処分を受けた者	認定証又は届出証明書の番号	公安委員会 第 号 ( 公安委員会 第 号 )	
	氏名又は名称		
	代表者の氏名		
	主たる営業所の所在地		
	行政処分に係る営業所等の名称及び所在地		
行政処分年月日		年 月 日	
行政処分の内容			
行政処分の理由及び当該理由の根拠となる法令			
行政処分を行った公安委員会		公安委員会	